

中海圏域調査特別委員会資料

(平成25年3月21日)

ページ

- 1 第5回大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会について
(環境立県推進課) . . . 1
- 2 米川土地改良区の不適正経理について (第4報)
(農地・水保全課) . . . 2
- 3 さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンについて
(水産課、境港水産事務所、空港港湾課) . . . 5
- 4 中海湖岸堤及び大橋川河川改修事業 (直轄事業) の状況について
(河川課) . . . 7
- 5 みなとさかい交流館外壁改修工事に係る現地説明会について
(空港港湾課) . . . 9

生 活 環 境 部
農 林 水 産 部
県 土 整 備 部

第5回大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会について

平成25年3月21日
環境立県推進課

大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実現の程度を確認するために策定したモニタリング計画書に基づくモニタリング結果や環境保全措置等について、意見・助言等を行う第5回モニタリング協議会が開催（平成25年1月11日）されましたので、概要を報告します。

1 モニタリング協議会の構成

設置日 平成22年7月26日

設置目的 「大橋川改修事業環境調査最終とりまとめ（平成21年2月）」に基づき、大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実現の程度を確認するためのモニタリング計画の策定及びモニタリング結果、必要に応じて行う環境保全措置に対して意見及び助言を行う。

構成員 学識委員 12名 道上正規（鳥取環境大学理事）他
行政委員 8名 鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、出雲河川事務所

事務局 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

2 第5回モニタリング協議会の概要

今後工事着手する大橋川下流部南岸の竹矢地区及び同北岸の福富地区での環境保全措置についての審議及び追子地区の環境保全措置の経過報告がなされた。

(1) 工事モニタリング

【工事着手前の環境保全措置対象種の存在確認と工事中のモニタリング実施及び環境影響確認：大橋川流域】

- ・「新規工事予定箇所（竹矢・福富地区）の環境保全措置」について審議。
- ・各地区の工事着手前の保全対象種・群落（オオクグ群落、コアマモ等）の現地調査結果を受け、可能な限り生育場の整備を図るため、護岸の形状変更等について審議し、了解された。

(2) 環境保全措置の経過報告

【環境保全措置を実施する動植物・生態系について経過報告：大橋川流域】

- ・「追子地区の環境保全措置」について経過報告。

(3) 主な意見等

- ・工事モニタリングについて、その都度調査をし、結果をモニタリング協議会で報告すると同時に、専門家とコンタクトを取りながら工事を進めていくこと。（道上会長）
- ・新規工事予定箇所は汽水環境として非常に恵まれた状態にあり、ここの環境保全措置が見本となって、近隣地区にも波及していくと良いと思う。（道上会長）

3 今後の予定

- ・次回協議会は、7月上旬に開催予定

4 経緯

平成21年2月：「大橋川改修事業環境調査最終とりまとめ」を策定

平成22年7月：第1回協議会（委員からモニタリング計画書（素案）に対する意見・助言）

11月：第2回協議会（モニタリング計画書（案）について協議会より了承）

平成23年2月：「モニタリング計画書」を策定

7月：第3回協議会

10月：改修工事着工

平成24年7月：第4回協議会

平成25年1月：第5回協議会

米川土地改良区の不適正経理について（第4報）

平成25年3月21日

農地・水保全課

米川土地改良区の不適正経理に関して、国営造成施設管理体制整備促進補助金の返還額確定を受け、今回の不適正経理の全体像が明らかになったので、その概要を報告します。

今後も引き続き、土地改良区に対して、内部けん制体制を強化すること及び組合員へ説明責任を果たすことなどを指導していくこととしております。

〔不適正経理の全体像について（平成12年度～23年度）〕

（1）会計主任（前事務局長）による不適正経理の額

ア 地区除外決済金に係る不明金（7,506千円）

・会計主任による収入命令の未稟議・未決済、金銭出納簿への未記帳及び過小記載

イ 社会保険料等に係る不明金（35,470千円）

・支出命令の金額操作による社会保険料の過大計上及び干拓地貸付金の特別会計収入への未計上

ウ 現金収納に係る不明金（1,145千円）

・他目的使用料等に係る収入命令の未稟議、金銭出納簿への未記帳等

エ 補助金等に係る不明金等（94,461千円）

・国の弓浜工区土地改良施設管理業務委託費で一部収入未計上（39,314千円）

・国営造成施設管理体制整備促進補助金で一部収入未計上（27,829千円）及び補助経費の二重計上等（27,318千円）

（2）組織運営態勢上の不備・欠陥

組織運営態勢上の不備・欠陥が、会計主任による不適正経理の長期継続を許した。

ア 内部牽制の機能不全

・理事長は、会計主任に、現金、預金通帳及び公印の保管並びに出納事務を一任管理させており、内部牽制が全く機能していない。会計担当理事も、収入命令及び支出命令と金銭出納簿等の照合及び金銭出納簿等の記載事項の検算を行っていない。

イ 監事監査の機能不全

・監事は、支出根拠の確認、支出適切性の検証を行っておらず、監査が機能していない。

（3）法令遵守取組の不徹底

役職員の法令遵守態勢の整備・確立に向けた取組が行われていない。

不適正経理の額
138,582千円

ア	地区除外決済金	7506千円
イ	社会保険料等	35,470千円
ウ	現金収納	1,145千円
エ	国の委託費	39,314千円
イ	補助金等	①収入未計上 27,829千円 ②補助経費の二重計上等 27,318千円 補助金

被書額(不明金)
111,264千円

補助金返還額
55,147千円

被書額の処理方法(総代会で可決)
111,264千円

消滅時効分	4,122千円	※H12~13年度分
前事務局長の退職金相当額	40,159千円	※退職金は支給せず、相当額を充当
前事務局長賠償額(未定)		※現在、前事務局長の相続財産管理人に債権申出中
		役員補填額(最大) 66,983千円
		※31名の役員で負担 ※役員の間任期間中の被害額を受け取った報酬額に応じて按分・補填割合 理事長 50.5% 副理事長 14.0%、6.7% 理事・監事 1.9% ~ 0.2%

※改良区の負担額(補助対象外だが、事業として支出)

米川土地改良区の特別検査結果に対する改善状況について

	指摘事項に対する改善措置方針	改善措置状況
全体事項	○発生原因としては、内部けん制の機能不全、監事監査の機能不全及び法令等遵守取組の不徹底があった。このため、検査指摘事項のそれぞれの項目について再発防止のための改善措置方針を明らかにする	○発生原因及び下記の項目ごとに改善措置方針を明らかにする
	○責任の所在 団体運営責任者である役員(理事、監事)として社会的な観点から責任を明らかにする	○役員手当を返納し責任を取る(平成24年7月30日に全役員が返納)
	○役員は不明金について改良区に補填する	○平成25年1月10日の臨時総代会で役員の補填割合について決定(徴収は弁護士に委託する計画)
	○補助金を返還する	○平成25年1月10日の臨時総代会で平成25年3月末までに返還することを決定
	○組合員に対する正確な事実関係の説明 ・組合員に文書を出し説明 ・臨時総代会で説明	○広報誌「米川だより」(平成24年6月1日)にて報告説明済 ○平成24年7月30日、平成25年1月10日の臨時総代会で説明
法令遵守態勢確立	○役職員の法令知識の習得と法令遵守意識の向上 ・県、県土連等が主催する研修会の計画的な研修受講体制を確立 ・土地改良区が外部講師による全職員を対象とした研修会を開催	○平成24年度計画を作成し、研修を受講
	○法令遵守担当役員の設置 ・研修計画の策定等を担当する法令遵守担当役員を設置	○定款、規約の改正及び処務規程を作成し、担当役員1名を設置
内部けん制機能の強化	○現金等と公印の分割管理体制の整備 ・現金等と公印の管理責任者を明確にし、職員事務分掌規程を改正 ○現金取扱いの適正化 ・収入金を現金出納簿により、複数の職員を経由して引継	○平成24年4月1日付けで職員分掌規程を改正 ・事務局長を公印管理者 ・事務次長を会計主任(現金、通帳の管理) ・経理担当職員を1名新規採用
	○補助金等管理の適正化 ・補助金台帳、受託金台帳を整備し、適正な管理を行う態勢を整備	○整備を完了
	○社会保険料の適正化 ・支出何に事業主負担額・本人負担額を明らかにした明細を添付し、理事長決裁	○平成24年7月分社会保険料の支払いから適用
	○適正な監査実施体制の整備 ・適正な監査の実施を図るための監事の資質向上 ・必要に応じ、外部から監査士等の有資格者の立会いと指導を求める	○平成24年度計画を作成し、研修を受講
	○会計細則の改正 ・内部けん制条項を追加	○定款、規約、会計細則を改正し、処務規程を作成 【会計細則の改正】 会計担当理事 ・会計主任が行った預金残高と金銭出納簿の残高照合の確認(毎月末) ・会計主任が行った帳簿間照合の確認(毎月末)
	○会計担当理事の位置づけ、役割の明確化 ・定款、規約の改正及び処務規程の策定	
	○効率的な会計事務処理を進めるためパソコンによる会計処理方式を導入	○平成24年7月から実施

さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンについて

平成25年3月21日
水産課
境港水産事務所
空港港湾課

平成25年3月13日にさかいみなと漁港・市場活性化協議会（会長 大谷和三（社）境港水産振興協会会長）が開催され、「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」が策定された。

今後は、このビジョンの実現に向けて関係者等が取り組むこととなった。特に、高度衛生管理基本計画策定に係る国直轄調査において、衛生管理と効率的な使いやすさを両立させ、新たな価値づくりが可能となるよう協議を進めていくことが確認された。

1 さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンの概要

課題

- 災害への対応（耐震基準未対応）、係留岸壁の充実、漁港利用者の利便性の向上
- 水産資源の減少（S61～H6：50万ト超→近年約10万ト）、魚種組成の変化、魚価安
- 手狭な上屋・荷揚げ岸壁、衛生管理対応の遅れ、市場施設の老朽化
- 魚離れ、消費地ニーズへの対応（食の安全・安心、手軽さ、産地一次加工）、海外消費量の増大
- 水産物直売センターの集客の長期減少傾向、観光分野との連携、食育・魚食普及活動の促進

将来のあるべき姿

社会に信頼され、活力があり、親しまれる漁港・市場

<基本目標>

- ◇災害に強く、消費者の「安心・安全」のニーズに対応した高度衛生管理型の漁港、市場
- ◇付加価値の向上を推進するとともに、大量水揚げ・迅速処理にも対応できる漁港、市場
- ◇新鮮で豊富な水産物を提供し、地域の観光資源となるとともに、地元へ愛される漁港、市場

<取組方針と具体的な施策>

信頼される漁港・市場づくり (漁港・市場機能の強化)

- 災害に強い漁港、市場
 - ・地震、津波対策
 - ・避難場所の確保
- 衛生管理の強化
 - ・高度衛生管理型市場の整備
 - ・衛生管理体制の構築
 - ・汚水処理施設の改修
- 周辺環境の整備
 - ・休憩岸壁の充実
 - ・利用者のための施設整備
 - ・臨港道路の高潮・振動対策

活力がある漁港・市場づくり (集荷・販売力の強化)

- 水揚物の付加価値の向上
 - ・まき網物の小ロット販売による単価アップ
 - ・産地一次加工の検討
 - ・境港ブランドの創出
 - ・管理記録の保持・情報提供
- 水産物の販路拡大
 - ・活魚出荷の推進
 - ・関西でのマーケティング
 - ・海外市場の開拓
- 陸上処理能力のアップ
 - ・まき網三者による需給調整
 - ・効率的な水揚げができる漁港・市場への再構築

親しまれる漁港・市場づくり (観光連携及び地域活性化の推進)

- 観光分野との連携
 - ・魅力ある水産物直売センターの創出
- 漁港見学ツアーの充実
 - ・早朝セリ見学の実施
 - ・見学通路の整備
- 食育・魚食普及活動の推進
 - ・継続的な食育・魚食普及活動

2 高度衛生管理型市場の概要

(1) 高度衛生管理型市場の内容

- 消費者の「安全・安心な食品を」というニーズに対応するためには、高度な衛生管理を導入した水産物市場へ刷新することが不可欠となっている。
- そこで、国の高度衛生管理基本計画の策定を受け（H25年度）、市場施設のあり方を抜本的に見直し、高度な衛生管理対策を講じた市場整備を行う。
- また、水揚げから出荷までの品質、衛生面での管理を徹底するため、生産者、荷受、仲買業者、行政等の市場関係者が一体的に衛生管理対策に取り組む体制を整備する。

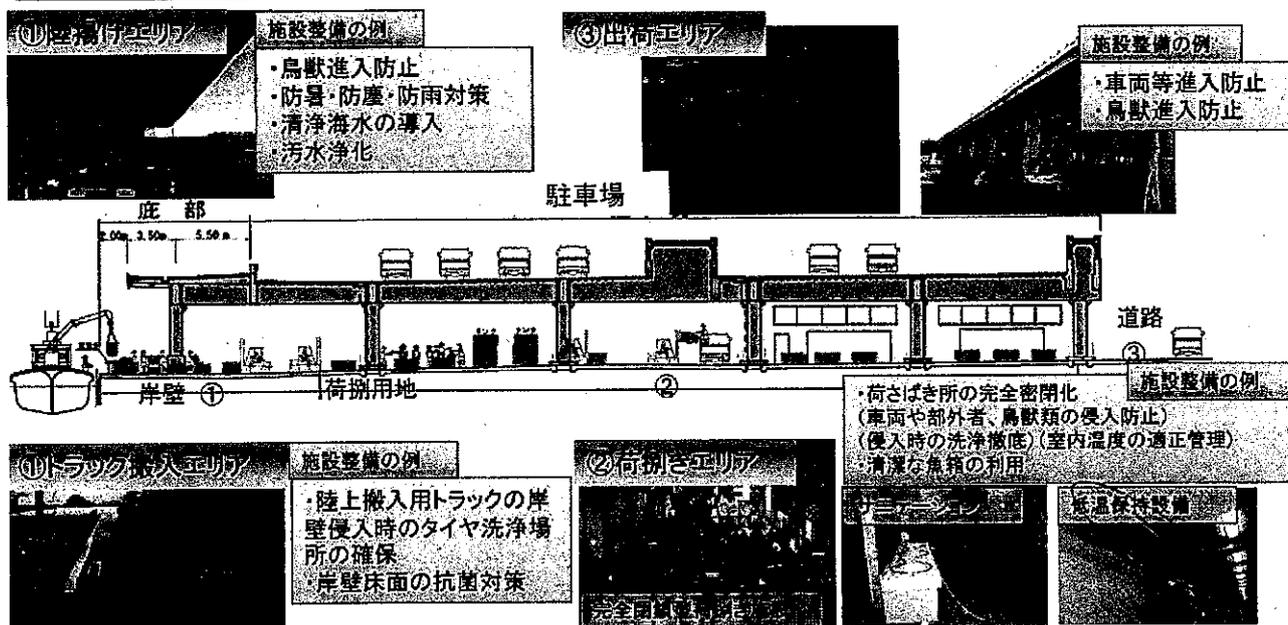
(2) 今後の予定

- | | |
|--------|--|
| H24年度末 | さかいみなと漁港・市場活性化ビジョンの策定 |
| H25年度 | 高度衛生管理基本計画の策定（国）
高度衛生管理マニュアル等の検討 |
| H26年度 | 基本設計、実施設計 |
| H27年度～ | 順次施工（～29年度を想定）
高度衛生管理マニュアルの策定、高度衛生管理実施体制の整備 |

【国が目指す高度衛生管理とは】

陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、(生物的、化学的あるいは物理的)危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じるとともに、取り組みの持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施ならびに記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制が構築されていること。

- 地元関係者による衛生管理体制の構築
- 岸壁と荷捌き所の一体的整備、水産物・人・車両の動線計画の導入
- 清浄な水・水の確保、排水・廃棄物の適正処理



中海湖岸堤及び大橋川河川改修事業（直轄事業）の状況について

平成25年3月21日

河川課

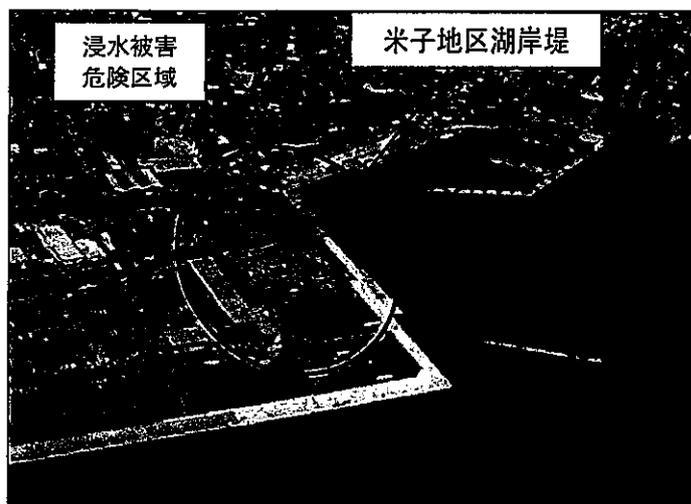
中海湖岸堤及び大橋川河川改修事業の最近の状況について、次のとおり概要を報告します。

1 中海湖岸堤について

(1) 米子地区（米子港）

平成24年度国の緊急経済対策において、護岸整備の事業費が計上されたところであり、事業着手に向けて関係者との調整を行って行く。

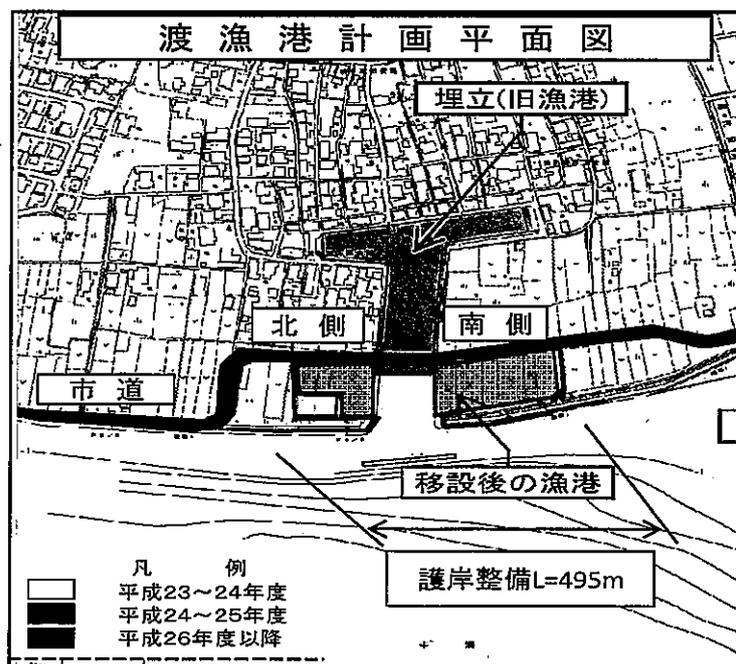
- ・事業費：25百万円



(2) 渡地区（渡漁港）

渡地区の南側工区について、3月に工事契約が締結され、今後速やかに工事着手される予定。なお、北側工区については本年度中に延長45m区間が完了し、来年度も引き続き残区間の整備を行う予定。

- ・工事内容（南側工区）：延長240m、掘削5,900m³、突堤本体工、付替道路工ほか

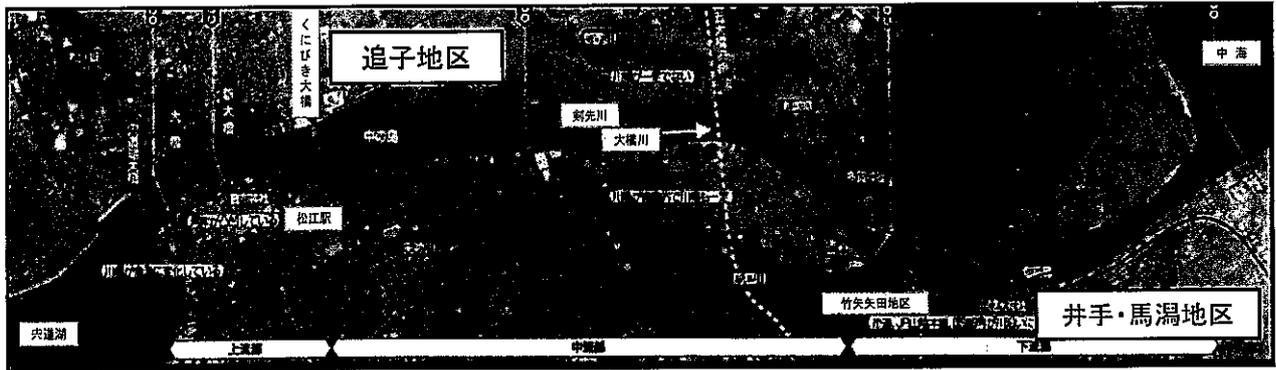


2 大橋川河川改修事業について

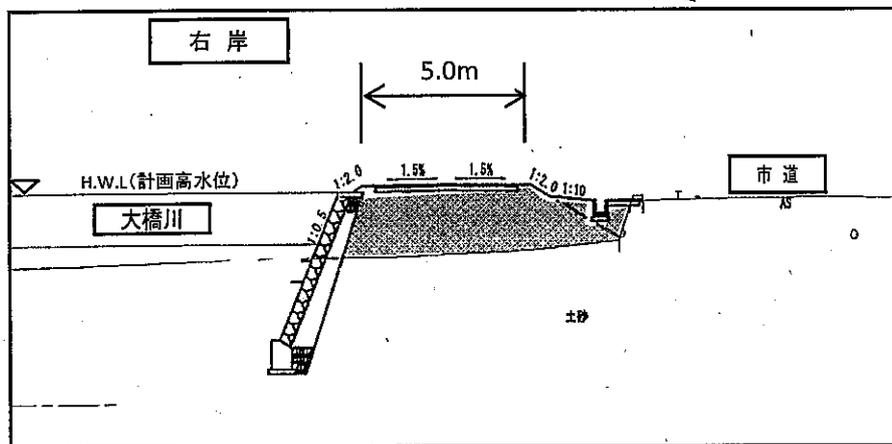
「追子地区」に引き続き、新たに平成25年4月から「井手・馬潟地区」に工事着手されることとなった。

なお、追子地区については、平成25年秋頃に工事が完了する予定。

- ・工事内容（井手・馬潟地区）：築堤護岸の整備 延長500m



標準断面



みなとさかい交流館外壁改修工事に係る現地説明会について

平成25年3月21日
空 港 港 湾 課

みなとさかい交流館外壁改修工事は、昨年8月に工事着手し、現在北側外壁を施工しており、4月上旬に一部完成する予定です。当該建物は地域のランドマークとなる建物であり、また、その外壁の色彩については地域住民や観光客の意見も聞いて決定したことなどから、工事についてより一層ご理解いただくことを目的として、下記のとおり現地説明会を開催します。

記

○現地説明会の概要

- (1) 開催時期：平成25年4月下旬（予定）
- (2) 開催場所：みなとさかい交流館（外壁工事現場）
- (3) 主な内容：建物の漏水対策（外壁部材及び施工方法等）、工程などについて現地において説明する。
- (4) 対 象：地域住民の方
 - ・県及び境港市のホームページ掲載や境港市内でのチラシ配布等で参加者を募集。

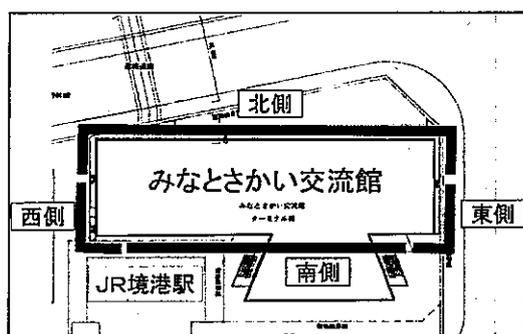
〔参 考〕

・現在の状況

北側外壁を施工中。（2月末の進捗：31.2％）

・今後の工程（工期はH24. 8. 31～H25. 11. 20）

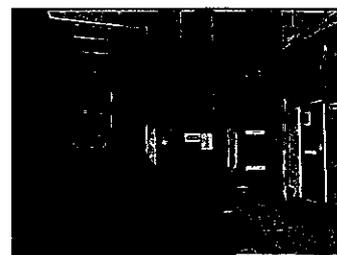
北側外壁、東・西側外壁、南側外壁の順で施工予定。



[工事位置]



[北側]



[西側]

(平成25年3月8日撮影)

